



## かごしま 子育て応援企業を 紹介します♪



|      |          |
|------|----------|
| 登録番号 | 599      |
| 登録日  | 令和元年8月1日 |

|                      |  |
|----------------------|--|
| 名 称                  | 医療法人クオラ  |
| 代表者職名・氏名             | 理事長 松下 兼一  |
| 所 在 地                | 〒895-1804<br>薩摩郡さつま町船木2311-6   |
| 電 話                  | 0996-53-1704   |
| ホーメンジアドレス            | <a href="https://www.qoler.jp/group/">https://www.qoler.jp/group/</a>  |
| 業 種                  | 医療・福祉  |
| 業 務 概 要              | <p>【グループ理念】<br/>よりよい暮らしを実現するパートナーとして地域社会に貢献します。</p> <p>【グループビジョン】<br/>私たちは、医療・保健・福祉から生活関連にいたるまで、地域に根ざしたサービスネットワークを構築し、高度な知識・技術を兼ね備えた事業グループを目指します。</p> <p>【事業所】</p> <p>〈さつま町〉</p> <p>○クオラリハビリテーション病院<br/>○介護老人保健施設クオリエ<br/>○グループホームアリエ<br/>○サービス付高齢者向け住宅クオラガーデンさつま<br/>○通所リハ クオラ i クオリエ<br/>○訪問看護・リハ クオラ u<br/>○介護相談所クオラさつま</p> <p>〈姶良市〉</p> <p>○クオラリハビリテーション病院あいら<br/>○通所リハ クオラ i あいら<br/>○介護相談所クオラあいら</p> |
| 行 動 計 画 期 間          | 令和2年4月1日 ~ 令和6年3月31日   |
| 行 動 計 画 の<br>主 な 内 容 | <p>目標1) 年次有給休暇の取得率を73%以上とする。</p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和2年4月～ 年次有給休暇取得促進のための説明<ul style="list-style-type: none"><li>・入職時に年次有給休暇計画的付与制度についての説明を行う</li><li>・年次有給休暇の管理を徹底し、有給休暇取得を促進する</li></ul></li></ul> <p>目標2) 育児休業の取得状況を次の水準以上にする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・男性社員 取得率を13%以上にする</li><li>・女性社員 取得率を100%以上にする</li></ul>                                      |

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月～ 男性も利用できる制度のPR           <ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者が妊娠した男性職員が希望した場合、妊娠から出産・復帰までの流れを詳細に説明し制度の周知を図る</li> <li>・実際に育児休業を取得した男性職員の体験談を社内報などで広報する</li> </ul> </li> </ul> <p><b>目標3) ワーク・ライフ・バランス推進のため企業独自の休暇制度を導入する</b></p> <p>〈対策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年4月～ 職員のニーズの把握           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員への働き方に関する聞き取り</li> </ul> </li> <li>・令和3年4月～ 制度導入に向けた検討</li> </ul> |
| こんな両立支援に取り組んでいます | <p>■子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日保育<br/>日曜・祝日は休日保育、18時以降は延長保育が利用可能となっています。</li> <li>・病児保育<br/>児童が病気・または回復期にあり、かつ保護者の勤務の都合・疾病・事故、冠婚葬祭などの社会的にやむを得ない事情によって、家庭で保育ができない時に、保護者に代わって専門家である保育士・看護師・栄養士等が、身体的・精神的・社会経済的・教育的なニーズと最も重要な発達ニーズを満たすように保育と看護を行います。</li> </ul>   |